

山口県立山口図書館運営協議会要綱

(設 置)

第1条 山口県立山口図書館の運営に関し、基本事項を協議するため、山口県立山口図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 協議会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者等の中から、教育長が任命する。

(任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、山口県立山口図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が山口県立山口図書館長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。